アザリー飯田ジュニアユース会員規約

第1章 総則

第1条(名称及び所在)

当チームの正式名称は、「アザリー飯田フットボールクラブジュニアユース」(以下ジュニアユースとする)といい、アザリー飯田フットボールクラブ(以下アザリー飯田とする)の下部組織団体とし、主たる事務局を飯田市に置く。

第2条(目的)

ジュニアユースは、これからの将来を担う青少年のサッカーへの興味・関心さらに技術の向上を目指すと共に、健全な心身の育成と発達を図る。そして、将来的に世界に通用する選手、生涯サッカーに関わり親しみ楽しめる選手を育てる。また選手相互の親睦に努めることとし、地域にサッカーの普及を通じて貢献することを目的とする。

第2章 会員

第3条(構成)

ジュニアユースは以下の選手で構成される。U-15 (中学3年生) から U-13 (中学1年生) の心身共に サッカーを行うことに適した者で構成されるチームとする。カテゴリーは U-15 (中学3年生)・U-14 (中学2年生)・U-13 (中学1年生) で構成されるものとする。

第4条 (選手のモラル)

ジュニアユースに所属する選手はアザリー飯田が定める各種規約等を遵守する。なお、守らない場合は退会を含めた処分とする。

第5条(入会手続き)

ジュニアユースに入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記載の上、アザリー飯田事務局に提出するものとする。アザリー飯田が提出された入会申込書の内容を審査し、入会を承認したときにジュニアユースの会員となるものとする。

第6条(退会)

退会する場合は退会届をアザリー飯田事務局へ書面にて提出することとする。(退会届はクラブ所定の書式のものを使用する) また、途中退会する場合は、年会費の返却はしないものとする。

第7条(チーム編成)

会員はジュニアユースが設定する各カテゴリーに所属するものとする。その際は監督が決めた選手のレベル に応じたカテゴリーへの所属するものとする。当該年齢以下への所属は原則しないものとする。

第8条 (練習日等の変更)

天候、会場やジュニアユースの都合等により、練習が困難になった場合、ジュニアユースは代替日を設定して練習を補完する。この場合、練習会場、開催曜日、開催時間を変更して開催することができる。しかし、 天候、会場やジュニアユースの都合等により中止となる場合もあるものとする。その場合のクラブ費の返却はしないものとする。ただし、感染症や災害等でチーム活動が困難な場合はこれとしない。

第9条 (除名等)

ジュニアユースは、会員が次の各号に1つでも該当する場合、会員から除名する等の処分を行うことができる。

- a. クラブ会費の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合
- b. ジュニアユースの会則やモラルを著しく逸脱し改善する意思を見せない場合
- c. ジュニアユースの運営を故意に妨害したり、名誉や信用を傷つけたりした場合
- d. ジュニアユースの練習において、無断欠席が1ヶ月続いた場合

第3章 会計

第10条(クラブ会費)

ジュニアユースのクラブ会費は次に揚げるものとする。

a. 年会費

10,000円

年会費の内訳は、運営諸経費等とする。

10月以降の加入は5、000円とする。

b. 月会費

6,600円

月途中で入会する場合の月会費は1日から15日までの入会は申し込み月を含めて請求し、16日から末日までの入会金は翌月分からの請求とする。

同一カテゴリーに兄弟姉妹(家計が同じ場合のみ)が所属する場合は2人目以降の月会費を半額の3、30 0円とする。また単身世帯の場合にもクラブへ申請及び承認された場合に月会費を半額とする。尚、同一カ テゴリーとは同学年であることとする。

第11条(会費の納入)

クラブ年会費は入会申込書提出時又は継続申込書提出時に納入するものとする。月会費は12回払(保護者会指定日)納入はジュニアユース保護者会で集めてクラブ会計口座へ納入する。

第4章

第12条(保険)

会員は、スポーツ保険に加入する。尚、保険料はジュニアユースが支払うものとする。 加入保険については別紙記載事項を確認するものとする。(HP にも掲示) 体験練習参加の場合は、個人で保険加入を義務及び責任とする。

第13条(責任)

ジュニアユース活動中に起きた事故は、スポーツ障害保険の範囲内で責任を負う。

第5章

第14条(附則・改正)

附則 この規約は、令和5年4月1日から効力を生ずるものとする。